

## 事業者の皆様へ

# 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等がより迅速に行えるようになりました

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶や地下貯蔵タンクから手動ポンプ等を用いた給油や、危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵など平常とは異なる対応が必要になり、消防法第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

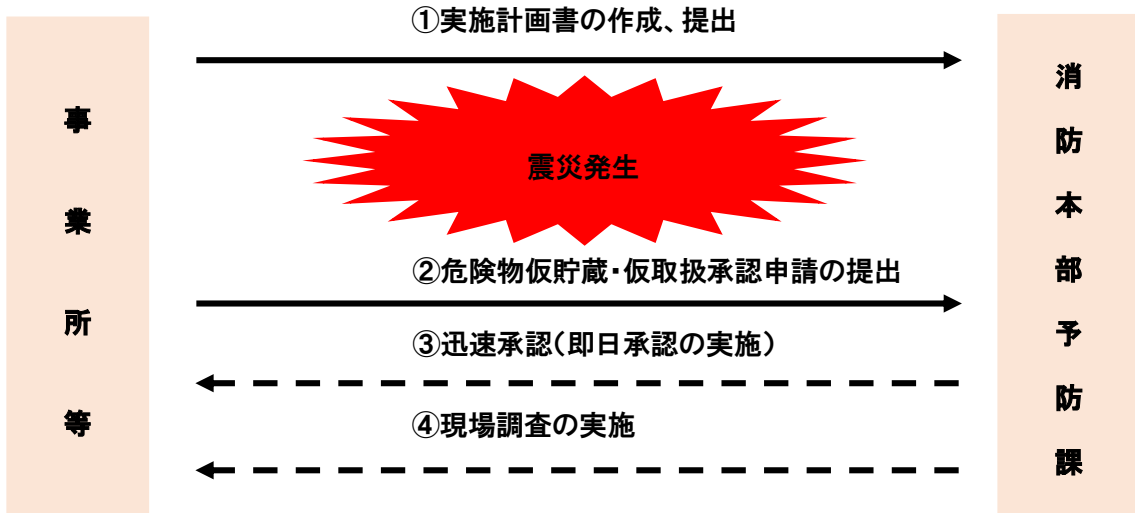
### ※消防法第10条第1項〔危険物の貯蔵・取扱いの制限等〕

指定数量以上の危険物は、貯蔵所(車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所(以下「移動タンク貯蔵所」という。))を含む。以下同じ。)以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で行うことはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

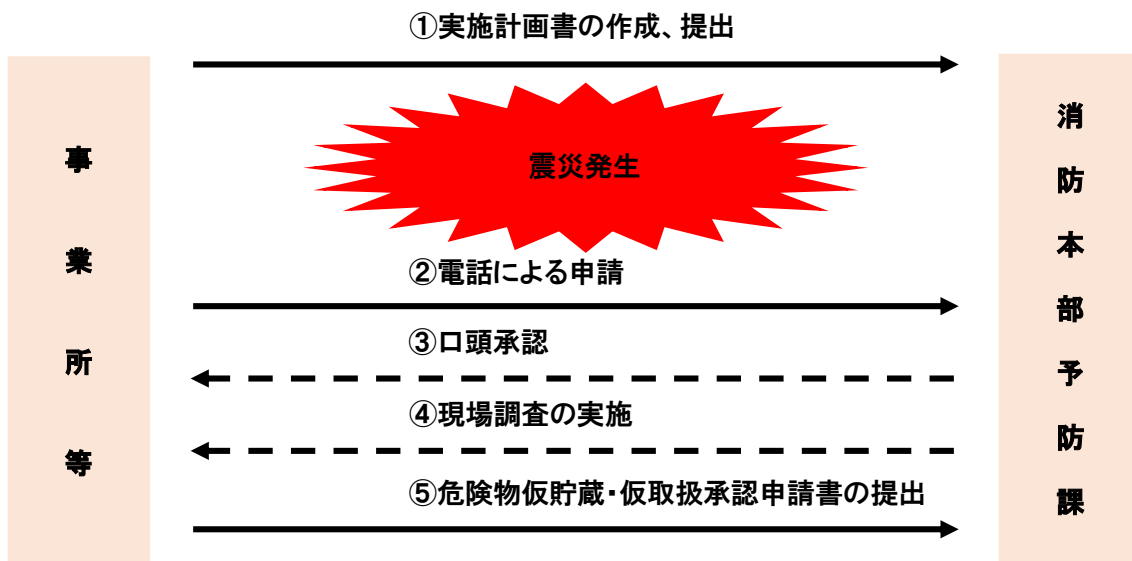
新都市では、震災時において危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される事業者の方が、震災時等の被害状況及び想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態について検討し、講ずべき安全対策及び実施計画を**事前に消防機関と協議**のうえ「震災時等における危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画書」を提出し、また予防規程を変更しこの内容を反映させておくことで、申請から承認までの手続きを迅速に行えるようになりました。

## <震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの手続きの流れ>

### 1. 来庁による承認



## 2. 電話による承認



東日本大震災においては、給油取扱所等の危険物施設が大きな被害を受けたことや被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶から手動ポンプを用いての給油等、平常時とは異なる危険物の取扱いや、避難所等をはじめ危険物施設以外の場所で一時的に暖房用の燃料を貯蔵するなど、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

【ドラム缶による燃料の一時的な貯蔵例】



# お問い合わせ



新城市消防本部 予防課危険物係 Tel.0536-22-4809